



Title	国際刑事裁判所規程「侵略犯罪」の人的処罰範囲：戦後軍事裁判との比較において（1）
Author(s)	山下, 渉
Citation	国際公共政策研究. 2015, 20(1), p. 67-80
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/57787">https://hdl.handle.net/11094/57787</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 国際刑事裁判所規程「侵略犯罪」の人的処罰範囲 —戦後軍事裁判との比較において(1)

## Leadership Requirement for the Crime of Aggression in the Statute of the International Criminal Court —Comparison with International Military Tribunals (1)

山下 涉\*

Wataru YAMASHITA\*

### Abstract

The provision of the Crime of Aggression was adopted at the Kampala Review Conference of the International Criminal Court on June 1st, 2010. It is a milestone for the international community in the global effort to bring those most responsible for such crimes to justice. However, these provisions have an ambiguous part, such as the scope of individual criminal liability. It is necessary to define who will be punished by the crime. The purpose of this paper is to clarify the scope of the perpetrator for the crime of Aggression, namely the leadership requirement, by comparing with International Military Tribunals after World War II.

**キーワード**：侵略犯罪、国際刑事裁判所、国際刑事裁判所規程、指導者要件、戦後軍事裁判

**Keywords** : Crime of Aggression, Rome Statute, International Criminal Court,  
Leadership Requirement, Post War Tribunals

---

\* 大阪大学大学院国際公共政策研究科博士後期課程、日本学術振興会特別研究員（DC）

## はじめに

### 1. 問題の所在

国際刑事裁判所（International Criminal Court; ICC）は、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪、すなわち集団殺害犯罪、人道に対する犯罪、戦争犯罪、及び侵略犯罪を行った者に対して管轄権を行使する権限を有する。この目的のため、国家の刑事裁判権を補完する目的で、1998年に採択されたICC規程により設置された常設的な国際裁判所である。2002年に規程が発効し、これまでにLubanga事件を皮切りに、いくつかのケースで容疑者を訴追し、公判を進めている。しかし、侵略犯罪については、同条2項で「第121条及び第123条の規定に従い、侵略犯罪を定義し、及び裁判所がこの犯罪について管轄権を行使する条件を定める規定が採択された後に、裁判所は、この犯罪について管轄権を行使する」と定められていたため、これまで管轄権を行使することができなかつた。

しかし、2010年6月にウガンダ共和国カンパラのムニヨニヨにおいて、ICC規程第123条<sup>1)</sup>によって開催された、ICC規程検討会議（Review Conference of the Rome Statute of the International Criminal Court：検討会議）において、侵略犯罪の定義、及びその犯罪を裁く為の管轄権行使条件に関する決議6が第121条5項により、コンセンサス方式で採択された。決議6で追加された規程条文は、侵略犯罪の定義である第8条bis、管轄権に関する第15条bis、及び同条ter、並びに個人の刑事責任についての第25条3項bisである。第8条bisは、1項で侵略犯罪、2項で国家の侵略行為をそれぞれ規定している。

侵略犯罪は、指導者犯罪と言われる。これまで問題となってきたのは、指導者の範囲である。その中には、侵略犯罪規定が戦後軍事裁判よりも後退したという意見がある。すなわち、戦後軍事裁判で採用した政策への影響力を重視する“shape or influence”基準と比べて、侵略犯罪規定の国の政治的、又は軍事的行動を支配、又は指示している事實を重視した“control or direct”基準は、人的处罚範囲が狭いという主張である。そこで、まさに後退しており、本当に狭まっているか人的处罚範囲を検証する。

### 2. 歴史的展開

国際社会において、国家によって行われる違法な戦争を指導した個人を处罚する試みは、第1次世界大戦後のドイツ皇帝ヴィルヘルム2世の訴追を試みたものが萌芽的事例とされる。パリ講和会議において、「戦争開始責任および刑罰執行委員会」（Commission on the Responsibility of the Authors

1) ICC規程第123条1項は、「国際連合事務総長は、この規程の効力発生の後7年目にこの規程の改正を審議するために検討会議を招集する。この規程の検討には、少なくとも第五条に規定する犯罪を含めることができる。検討会議は、締約国会議に参加する者に同一の条件で開放される。」2項は、「その後いつでも、いずれかの締約国が要請があるときは、国際連合事務総長は、1に規定する目的のため、締約国の大半による承認を得て検討会議を招集する。」3項は、「第121条3から7までの規定は、検討会議において審議されるこの規程の改正の採択及びその効力発生について適用する。」と規定している。

of the War and the Enforcement of Penalties: いわゆる、15人委員会と称される) が設置され、「戦争を企てた者の責任 (Responsibility of the Authors of the War)」、「戦争の法規慣例違反」、「元首の個人責任」、及び「適切な裁判所の構成と手続き」について取り扱われ、検討がなされた<sup>2)</sup>。そして、ヴェルサイユ講和条約第227条<sup>3)</sup>により、ヴィルヘルム2世の「国際道徳ト条約ノ神聖ヲ傷ツケタ最高ノ犯罪」での訴追を試みた。しかし、その亡命先であったオランダは、同国の法律にも、そして、同国が批准したいかなる条約にもそのような罪は存在しないことを理由として、ヴィルヘルム2世の引き渡しを拒否したことにより頓挫した<sup>4)</sup>。

ヴェルサイユ講和条約の一部として、1919年に採択された国際連盟規約第12条1項は、「聯盟国ハ聯盟国間ニ国交断絶ニ至ルノ虞アル紛争発生スルトキハ當該事件ヲ仲裁裁判又ハ聯盟理事會ノ審査ニ付スヘク且仲裁裁判官ノ判決後又ハ聯盟理事會ノ報告後三月ヲ経過スル迄如何ナル場合ニ於テモ戦争ニ訴ヘサルコトヲ約ス。」と規定した。1928年の不戦条約<sup>5)</sup>第1条においては、「締約国ハ、国際紛争解決ノ為戦争ニ訴フルコトヲ非トシ、且其ノ相互關係ニ於テ国家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ拠棄スルコトヲ、其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ嚴肅ニ宣言ス。」と規定し、戦争の違法化が進んだ<sup>6)</sup>。また、1933年の侵略の定義に関する条約で、初めて侵略の定義の法典化が試みられたが、わずか8カ国間で結ばれたにとどまり、国際社会全体の侵略違法化の意思を反映したものとは言い難かった<sup>7)</sup>。いずれも個人の刑事責任を規定したものではなかった。

その後、第二次世界大戦ドイツ敗戦後の1945年7月にロンドン会議において、国際軍事裁判所 (International Military Tribunal; IMT) 憲章が採択され、それが、極東国際軍事裁判所 (International Military Tribunal for Far East; IMTFE) 憲章のもととなり、これらの裁判所で、「平和に対する罪」として、「侵略戦争又は国際条約、協定若しくは保証に違反する戦争」を主導したドイツ、及び日本の指導者を裁くことになった。また、「平和に対する罪」は、「管理理事会法令第10号」第2条にも反映され、アメリカの管轄権の下で行われたニュルンベルク後続裁判 (Nuremberg Subsequent Tribunals)においても、High Command Case、Ministries Case、I.G. Farben Case、及び Krupp Case で处罚対象に含まれ、それぞれ被告人の訴追を行った。1946年12月には、国連総会が、決議95(I)を採択し、IMTの判決等で認められた国際法の諸原則を確認し、1947年の総会決議177(II)では、その原則の定式

2) "Commission on the Responsibility of the Authors of the War and on Enforcement of Penalties" *American Journal of International Law*, Vol.14, No.1/2 (Jan. - Apr., 1920), pp.95-154.

3) ヴェルサイユ条約第227条は、「同盟及聯合國ハ國際道義ニ反シ條約ノ神聖ヲ潰シタル重大ノ犯行ニ付前獨逸皇帝ホーヘンツォレルン家ノ維廉二世ヲ訴追ス。右被告審理ノ為特別裁判所ヲ設置シ被告ニ對シ辨護権ニ必要ナル保障ヲ與フ該裁判所ハ五名ノ裁判官ヲ以テ之ヲ構成シ亞米利加合州國、大不列顛國、佛蘭西國、伊太利國及日本國各一名ノ裁判官ヲ任命ス。右裁判所ハ國際間ノ約諾ニ素ク嚴正ナル義務ト國際道義ノ嚴存トヲ立證セムカ為國際政策ノ最高動議ノ命スル所ニ從ヒ判決スヘシ其ノ至當ト認ムル刑罰ヲ決定スルハ該裁判所ノ義務ナリトス。同盟及聯合國ハ審理ノ為前皇帝ノ引渡ヲ和蘭國政府ニ要求スヘシ。」と規定している。

4) N.ボイスター、R.クライヤー著、栗屋憲太郎、藤田久一、高取由紀監訳『東京裁判を再評価する』日本評論社 (2012年) 169頁。  
5) 横田喜三郎『戦争犯罪論』有斐閣 (1947年) 79頁によると、「第二次世界大戦前に加入していた国は63カ国にものぼり、加入していない主な国家はアルゼンチン、ボリビア、サルバドル、ウルグアイの4カ国のみであった」とのことである。

6) 竹村仁美「国際刑事裁判所規程検討会議の成果及び今後の課題」『九州国際大学法学論集』第17巻2号 (2010年) 10頁では、「不戦条約については、侵略について言及しているわけではなく、『国家ノ政策ノ手段トシテノ戦争』について詳細な定義を置くことはなかった」と指摘されている。

7) 同上、11頁。

化を国際法委員会（International Law Commission; ILC）に命じた。それを受け、ILCは、1950年に7つの原則から成るニュルンベルク原則を定式化した。

ILCは、ニュルンベルク原則の定式化に続き、侵略犯罪を定義すべく、「人類の平和と安全に対する犯罪についての法典草案」作成作業を開始した。1954年には、法典草案を国連総会に提出し、国連総会での議論を試みたが、侵略行為の定義で合意を見ることができず、すべての侵略行為が国際法上の犯罪に該当し、個人責任を発生させ、処罰対象となることしか明確にできなかった<sup>8)</sup>。1974年に国連総会決議3314で国家の侵略行為の定義が採択された<sup>9)</sup>。

1982年には、ILCの侵略犯罪に関する議論が再開され、1991年の「人類の平和と安全に関する法典草案」第15条では、「指導者又は組織者として、侵略行為を計画、遂行、又は命令する者（An individual who as leader or organizer plans, commits or orders the commission of an act of aggression）」と規定した<sup>10)</sup>。1996年にILCは、「人類の平和と安全に対する罪の法典草案」を採択した<sup>11)</sup>。同法典草案では、第2条2項で、「個人は、第16条に従って侵略犯罪の責任を負うものとする（An individual shall be responsible for the crime of aggression in accordance with article 16.）」と規定し、第16条で「国家によって行われる侵略の計画、準備、開始又は遂行に、指導者又は組織者として、積極的に参加し又はそれらを命ずる個人は、侵略犯罪で責任を負うものとする（An individual who, as leader or organizer, actively participates in or orders the planning, preparation, initiation or waging of aggression committed by a State shall be responsible for a crime of aggression.）」と規定し、一定の成果をあげた<sup>12)</sup>。ところが、前述の通り1998年のローマ会議において、侵略犯罪に関しては、ICC規程上のコアクライムの一つとして認められたものの、定義及び管轄権設定の条件は、先送りされている。

規程採択後、1999年12月に開催されたICC準備委員会第3回会合から、侵略犯罪を議論するための作業部会が設置され、そのコーディネーターが提示した定義案では、IMT憲章の「平和に対する罪」の定義に基づくとされており<sup>13)</sup>、2001年10月に開催されたICC準備委員会第8回会合で配布されたボスニア・ヘルツェゴビナ、ニュージーランド、及びルーマニアによる3ヶ国提案において提示された侵略犯罪の定義もILCの「人類の平和と安全に対する罪の法典草案」、IMT憲章及びIMTFE憲章の「平和に対する罪」に依拠するとしている<sup>14)</sup>。これらの提案は、大多数の参加国から概ね肯定

8) Draft Code of Offences against the Peace and Security of Mankind, UN Doc. A/ CN.4/85, *Yearbook of the International Law Commission*, vol.II (1954), pp.112-122.

9) 三好正弘「侵略の定義—国際連合の4回目の試み」『愛知大学法経論集』第72号（1973年）37-66頁によると、3回目までの侵略の定義問題特別委員会は頓挫し、ソ連提案の4回目の特別委員会で進展があった。六日間戦争やベトナムの事態が議論の進展を促したと指摘している。

10) Report of the International Law Commission on the work of its forty-third session, 29 April - 19 July 1991, Official Records of the General Assembly, Forty-sixth session, Supplement No. 10, UN Doc. A/46/10, *Yearbook of the International Law Commission*, vol.II (2), (1991).

11) Report of the International Law Commission on the work of its forty-eighth session, 6 May - 26 July 1996, Official Records of the General Assembly, Fifty-first session, Supplement No.10, UN Doc. A/51/10, *Yearbook of the International Law Commission*, vol.II (2), (1996).

12) *Ibid.*, para. 50.

13) Discussion paper proposed by the Coordinator: consolidated text of proposals on the crime of aggression, PCNICC/1999/WGCA/RT.1 (December 9, 1999).

14) Proposal submitted by Bosnia and Herzegovina, New Zealand and Romania: definition of the crime of aggression, PCNICC/2001/WGCA/DP.2 (August 27, 2001).

的に評価され、2002年4月に開催されたICC準備委員会第9回会合の際のコーディネーター・ペーパーにも反映されている<sup>15)</sup>。加えて、ベルギー、カンボジア、シェラレオネ、及びタイによる4カ国提案においても、IMT、ニュルンベルク後続裁判における議論につき言及している<sup>16)</sup>。

規程発効後、2002年9月に初めて開催された締約国会議において、下部機関である侵略犯罪特別作業部会の設立が決議される。この作業部会における議論は、2003年から2009年まで続けられるが、その大部分は、アメリカのプリンストン大学で開催されたことから、「プリンストン・プロセス」と呼ばれている。そして、2010年にカンパラでの検討会議を経て、侵略犯罪関連規定の採択として結実した。このように、今回の検討会議における成果は、パリ講和会議から始まる違法な戦争を個人の犯罪として裁くという試みの歴史的連續性の中で醸成されてきたものである。

この長年に及ぶ議論において、国家の侵略行為との関わりで、一つの大きな論点になっていたのは、国連憲章下の国連安全保障理事会（United Nations Security Council: 国連安保理事会）とICCの関係である。すなわち、国連憲章第24条により、国際の平和及び安全の維持に関する主要な責任を負い、また国連憲章第39条により侵略行為の存在を決定するのは、国連安保理事会であり、国際刑事裁判所が侵略行為の認定をすることによる国連安保理事会の持つ権能の侵害とICCがもつ裁判所としての従属性が衝突していたのである。そのため、定義規定では、第8条bisで国連安保理事会による付託と切り離し、国連安保理事会との関わりについては、管轄権の部分、すなわち第15条terで処理をした。その結果、国連安保理事会の侵略行為認定がなくとも、ICC予審裁判部門がICC規程第15条bisに規定されている手続きをもって、捜査を許可し、国連安保理事会が第16条により、捜査又は訴追の延期を求める限り、ICC独自で捜査を開始できることになった。

その一方で、改正発効規定であるICC規程第121条5項2文の解釈問題が存在する。これは、「当該改正を受諾していない締約国については、裁判所は、当該改正に係る犯罪であって、当該締約国の国民によって又は当該締約国の領域内において行われたものについては管轄権を行使してはならない」という規定を積極的解釈（positive understanding）のもとに読むか、消極的解釈（negative understanding）のもとに読むかという議論である。積極的解釈とは、「当該締約国の領域」の「当該締約国」を侵略行為国とし、被害国が締約国である場合は、ICCは管轄権行使が可能であるという考え方であり、消極的解釈とは、侵略行為国が締約国でないと管轄権を行使できないという考え方である。規定を文言通り読むのであれば、消極的解釈をとるのが自然であり、すなわち国連安保理事会の決定なくして、侵略犯罪で訴追するには、侵略行為国が締約国である必要があり、選別性の問題が発生するとの議論もある<sup>17)</sup>。

また今回、採択された侵略犯罪の管轄権行使の始期は、新たに規定されたICC規程第15条bisに

15) Definition of the crime of aggression and conditions for the exercise of jurisdiction: Discussion paper proposed by the Coordinator, PCNICC/2002/WGCA/RT.1 (April 1, 2002).

16) Incorporating the crime of aggression as a leadership crime into the definition - Proposal submitted by Belgium, Cambodia, Sierra Leone and Thailand, PCNICC/2002/WGCA/DP.5 (July 8, 2002).

17) 侵略犯罪の選別性に関する論文としては、以下のものがある。真山全「国際刑事裁判所規程再検討会議採択の侵略犯罪関連規程－同意要件普遍化による安保理事会からの独立性確保と選別性極大化－」『国際法外交雑誌』第109巻4号（2011年）1-33頁。

より、30の締約国による改正の批准又は受諾の1年後、かつ2017年1月1日以降の締約国会議の決議という2つの条件をクリアしなければならず、最も早くても2017年1月1日より後に効力を発することになる。このように検討会議において侵略犯罪の定義及び管轄権行使条件規定等が採択された一方で、それらと他の諸規定との整合性等、様々な分析ないしは検討の必要性があると思料される。その中でも、本稿で注目するのは、ICC規程第8条bis1項、及び第25条3項bisの指導者要件規定である。両条項は、「国の政治的又は軍事的行動を実質的に管理し又は指示する（control or direct）地位にある者」と規定し、侵略犯罪で訴追されうる人的範囲に制限をかけている。

### 3. 戦後軍事裁判からの「後退」

ICC規程における侵略犯罪の人的範囲がIMT、或いはIMTFEと比較した時の広狭は、当然の関心事である。ICC規程の侵略犯罪で第二次世界大戦時の日独の指導者を裁けるのであろうか。プリンストン・プロセスの2007年報告書においても、IMT、ニュルンベルク後続裁判の起訴状で採用された“shape or influence”基準に対して、広すぎるという認識の表明があったとされている<sup>18)</sup>。ヘラー（Kevin Jon Heller）は、“Retreat from Nuremberg: The Leadership Requirement in the Crime of Aggression”において、ICC規程で定めた侵略犯罪の人的射程は、IMT、IMTFE、ニュルンベルク後続裁判という戦後軍事裁判と比較した時、狭まり、後退したと主張した<sup>19)</sup>。すなわち、“shape or influence”基準を採用した戦後軍事裁判と“control or direct”基準を採用しているICC規程の侵略犯罪では、産業・経済分野の指導者（private economic actor）、第三国職員（third state official）を含むか含まないのかという点で人的範囲が狭くなっているというものである。

しかし、本当に狭くなっているのであろうか。まず、着目すべきは、戦後軍事裁判で検察が起訴状で示された範囲よりも判決で示された範囲である。起訴の段階では、産業・経済分野の指導者は訴追されているし、第三国職員の訴追も想定されていたのかもしれないが、判決に注目すると両者共に有罪とはなっていない。2007年報告書においても、Nuremberg precedentの直後に括弧書きでindictmentと書いている点で、あくまで起訴状の範囲を採用するのは、消極的であるが、judgementの範囲に関しては、採用することを否定していないとも解することができる<sup>20)</sup>。検察が提出した起訴状を経て、裁判所がどのように人的射程を判示しているかにこそ着目すべきである。また、2009年の侵略犯罪特別作業部会報告書は、「ICC規程第25条3項bis挿入は、指導者要件がprincipal perpetratorに限定されず、あらゆる形の関与を含んでおり、産業・経済指導者といった政府外の者も含む」としている<sup>21)</sup>。このように必ずしも意見が一致しているわけでもなく、侵略犯罪特別作業部会等で、明示的に戦後軍事裁判からの後退があったと論じられたわけでもない。むしろ、2007年にニュルン

18) Informal inter-sessional meeting of the Special Working Group on the Crime of Aggression, ICC-ASP/6/SWGCA/INF.1 (July 25, 2007) para.12.

19) Kevin Jon Heller “Retreat From Nuremberg: The Leadership Requirement in the Crime of Aggression” *European Journal of International Law*, Vol.18 (2007) pp.477-97.

20) *Supra* note 18.

21) Report of the Special Working Group on the Crime of Aggression, ICC-ASP/7/SWGCA/2 (February 20, 2009) para. 25.

ベルクの先例を採用することへの懸念が表明されているにしても、その後の2009年に広範な人的処罰を認める文言が挿入されていることを考えれば、政府外の人間も訴追対象に入ってくるとするのが自然であると考える。

また、IMT憲章第6条2項、及びIMTFE憲章第5条2項をそれぞれ確認すると、両裁判所における対象犯罪の訴追的範囲は、「指導者、組織者、教唆者及び共犯者」となっている。ところが「人類の平和と安全に対する罪の法典草案」第16条を見ると「指導者又は組織者」と規定され、ICC規程第8条bisでは、「実質的に管理し、又は指示する地位にある者」としている。このように一見すると、人的範囲が狭まっているように解される。しかし、IMT憲章及びIMTFE憲章の両規定が対象とするのは、「平和に対する罪」だけでなく、「戦争犯罪」、「人道に対する罪」も含まれている点に注目すべきである。すなわち、「平和に対する罪」に関しては、「指導者、組織者」のみを対象としているとも読める。仮にそうであれば、やはりICCにおける侵略犯罪の人的射程は、戦後軍事裁判時と比較して、狭まっておらず、むしろ同じ大きさを保っていると言えるのではないだろうか。

そこで本稿では、ICC規程「侵略犯罪」の人的範囲の序論的考察として、戦後軍事裁判が如何なる意味での先例となるのかを検討し、整理すること、並びに戦後軍事裁判における判決、「人類の平和と安全に対する罪の法典化」作業、及び侵略犯罪作業部会の議論を検討することで、ICC規程「侵略犯罪」の人的処罰範囲が戦後軍事裁判と比較し、どのように変化したのか、果たして後退したというのが妥当か再検討する。

## I. 戦後軍事裁判判決の検討

### 1. 人的処罰対象の分類

侵略犯罪は、指導者犯罪である。2002年ディスカッションペーパー、及び2009年提案では、「国の政治的又は軍事的行動を実効的に支配又は指導する立場にある者」と表現されている<sup>22)</sup>。ICC規程第25条3項bisを挿入した意図というのも指導者要件が不可欠であることを表現する為であった。クレス（Claus Kreß）は、この規定は、「一般将兵は、ICC規程第25条3項(c)に従い、帮助者や煽動者とは特徴づけられないことを明らかにしている」と指摘する<sup>23)</sup>。指導者犯罪である以上、たしかに一般将兵に当該犯罪の疑いがかかることがないことは明らかといえる。これは、侵略犯罪特別作業部会における議論で、一元的アプローチ（monistic approach）ではなく、多元的アプローチ（differentiated approach）が採用され、第25条3項bisが挿入され、指導者犯罪としての性質を反映したことからも明らかである<sup>24)</sup>。しかし、それでは、どの程度の階級にある者、どのような地位にある者が訴

22) Discussion paper proposed by the Coordinator, PCNICC/2002/WGCA/RT.1/Rev.2 (July 11, 2002) ; Informal inter-sessional meeting on the Crime of Aggression, hosted by the Liechtenstein Institute on Self-Determination, Woodrow Wilson School, at the Princeton Club, New York, from 8 to 10 June 2009, ICC-ASP/8/INF.2 (July 10, 2009) para. 14.

23) C. Kreß and Leonie von Holtzendorff "The Kampala Compromise on the Crime of Aggression" *Journal of International Criminal Justice*, No.8 (2010) pp.1179-1217.

24) Options for rewording the chapeau of the 2002 Coordinator's paper under the differentiated approach, ICC-ASP/5/SWGCA/INF.1 (Sep-

追対象に含まれてくるのであろうか。侵略犯罪の人的処罰規定を論じるに当たり、侵略犯罪特別作業部会等で、戦後軍事裁判で裁かれた「平和に対する罪」を先例として、論じている部分は、多く存在する。すでに言及した2007年のプリンストン報告書においても、「ニュルンベルクの先例（IMT、及び管理理事会法令第10号に基づく裁判における起訴状）」との文言を用いて触れている<sup>25)</sup>。「平和に対する罪」を参考とし、侵略犯罪規定が形成されたことは明らかであり、戦後軍事裁判における議論を検証する必要性は高い。戦後軍事裁判をみると、「平和に対する罪」について争った裁判例は、IMT、IMTFE、並びにニュルンベルク後続裁判における High Command Case、Ministries Case、I.G. Farben Case、及び Krupp Case である。IMT、及び IMTFE は、ドイツ、及び日本の主要な指導者を裁いた裁判である。High Command Case は、ドイツ軍最高司令部の主要な構成員を裁いた裁判である。Ministries Case は、IMT で除外された大臣と主要な官僚が訴追された裁判である。そして、I.G. Farben Case と Krupp Case は、戦争を遂行する上で欠かせなかった企業の役員、すなわち産業・経済界の指導者を訴追した裁判である。

各界の指導者を踏まえ、本稿では、政治指導者、軍事指導者、及び産業・経済指導者の3分類に分けて検討する。上記の裁判例を、この分類に当てはめれば、IMT、IMTFE、及び Ministries Case は、政治指導者を対象としたものである。High Command Case が軍事指導者、I.G. Farben Case と Krupp Case が産業・経済指導者に該当する。それを参考とし、政治指導者（一部、政治に関わりのある軍人を含む）、軍事指導者、産業・経済指導者に3分類し、検討していく。

## 2. 政治指導者

政治指導者として対象となる者は、国家元首、閣僚、国会議員、及び国家公務員が想定されるであろう。例えば、閣議でもって案が練られ、国会承認を持って、計画が最終決定された場合は、承認にまわった全ての国会議員が訴追対象となるのか。あるいは、計画が練られた閣議の参加者、すなわち閣僚に限定されるのか。それとも、野党党首等、国会承認に強く影響を及ぼした人物、言い換えば一部の有力な国会議員も訴追対象とされうるのであろうか。先例といえるいくつかの裁判判例等を題材に検討する。先例となる裁判とは、IMT、IMTFE、及びニュルンベルク後続裁判における Ministries Case である。また今回、これらの先例をみるにあたり、一部の軍人が政治システムにも強く関わりを持っていたことを踏まえ、政治決定に関与した軍人に関しては、政治指導者の分類に含めることとした。具体的には、太平洋戦争開戦時の内閣総理大臣であった東条英機等がそれである。一方で、カイテルやヨードル、レーダーは政策を議論する会議に出席しているが、軍の役職にしか就いていないため軍事指導者と分類した。

IMT は、ナチスドイツによる各国への侵略戦争を指揮、指導した者を裁いた裁判である。「平和に対する罪」に該当する訴因は2つあり、訴因1が「侵略戦争の共通の計画、又は共同謀議」、訴因2

---

tember 5, 2006) p.19.

25) *Supra* note 18.

が「平和に対する罪」である。訴因1で23名、訴因2で18名がそれぞれ訴追されている。また訴因1で8名、訴因2で12名がそれぞれ有罪となっている。その中で政治指導者に該当するのは、ヘス、ゲーリング、フォンノイラー、リッベントロープ、ローゼンベルク、フリック、ザイス＝インクヴァルト、フンクの8名である。

まずヘスであるが、副総統として、ナチス党内部の事項はすべて処理できる立場にあった。ヒトラーの侵略計画を知っており、オーストリア、チェコスロバキア、ポーランドへの侵攻の計画にも関与した<sup>26)</sup>。ゲーリングは、空軍総司令官であった1937年に総統官邸で開催され、ヒトラーの対外侵略構想が初めて明らかとされた、ホスバッハ会議の出席者であり、ヒトラーの侵略の意思を明らかに知っていた。また、空軍総司令官として、ほとんどの侵略戦争の計画、実行に関与した<sup>27)</sup>。フォンノイラー外相もホスバッハ会議の出席者であり、それを理由に有罪とされた<sup>28)</sup>。当時、駐英大使であったリッベントロープは、ホスバッハ会議の出席者ではないが、駐在先のイギリスから武力による解決を薦める書簡をヒトラーに送っている。また、リッベントロープは、ヒトラーの外交政策顧問であり、ヒトラーとシュニニック首相による会議にも出席しており、オーストリアをドイツに併合するための法律への署名も行っている。加えて、チェコスロバキアへの侵攻計画にも深く関与している。さらには、ノルウェーとデンマークを攻撃する際には、両国への侵行を正当化するための書簡を作成することで、外交的側面から一連の侵略戦争を援助していたとされた<sup>29)</sup>。ナチス対外政策全国指導者であったローゼンベルクは、1941年4月2日に近い将来、ソ連を攻撃する旨、ヒトラーから聞き、政治顧問として補佐するなど、枢要な事項を知ることのできる立場にあった。また、ノルウェーへの攻撃の計画と準備を進めた<sup>30)</sup>。このように訴因1で有罪となった者は、ホスバッハ会議を始めとする重要会議に出席していたか、ヒトラーの顧問として近しい立場にいたことがわかる。また、特定の国に対しての何かしらの侵略の計画、準備、開始、実行に関与していたことも明らかとなっている。

フリックは、ベーメン・マーレン保護領総督として、ザイス＝インクヴァルトは、ポーランド副総督、オーストリア及びオランダの総督として、それぞれ占領地の統治をもって侵略戦争を実行したことにより<sup>31)</sup>、フンクは、経済大臣及びドイツ帝国銀行総裁として、ソ連侵攻のための経済的準備を始め、一連の戦時経済計画の中心的役割を担ったことで訴因2において有罪となった<sup>32)</sup>。

一方で、訴追はされたものの無罪となった者もいる。ボルマンがその1人である。ボルマンは、官房長としてヒトラーに入る情報を支配し、権威を振るった。ボルマンは、訴因1で訴追をされているが、判決では「ボルマンは、ヒトラーが侵略の計画について説明した重要な会議の1つにさえ

26) Judgement : Heß, at <http://avalon.law.yale.edu/imt/judheess.asp> (last accessed, 24 May 2015).

27) Judgement : Goering, at <http://avalon.law.yale.edu/imt/judgeoer.asp> (last accessed, 24 May 2015).

28) Judgement : von Neurath, at <http://avalon.law.yale.edu/imt/judneur.asp> (last accessed, 24 May 2015).

29) Judgement : Ribbentrop, at <http://avalon.law.yale.edu/imt/judribb.asp> (last accessed, 24 May 2015).

30) Judgement : Rosenberg, at <http://avalon.law.yale.edu/imt/judrosen.asp> (last accessed, 24 May 2015).

31) See Judgement : Frick, at <http://avalon.law.yale.edu/imt/judfrick.asp> (last accessed, 24 May 2015) ; Judgement : Seyss-Inquart, at <http://avalon.law.yale.edu/imt/judseyss.asp> (last accessed, 24 May 2015).

32) Judgement : Funk, at <http://avalon.law.yale.edu/imt/judfunk.asp> (last accessed, 24 May 2015).

出席しておらず、ボルマンがヒトラーの計画、準備、侵略戦争の開始、遂行の意思を知っていたとする証拠はない。たしかにボルマンの有していた総統の秘書長という地位は、その情報を知ることが出来うるものであったが、その地位に就いたのは1943年のことであり、当時ボルマンが知っていたとする十分な証拠とはならない」とされた<sup>33)</sup>。また、カルテンブルンナーも訴因1で訴追されたが、無罪となっている。カルテンブルンナーは、オーストリアにおけるSSのリーダーであり、500人のSSメンバーがカルテンブルンナー指揮の下、ザイス＝インクヴァルトがミクラス大統領と交渉している間、連邦首相府を包囲した。この行為が訴追対象となったが、「カルテンブルンナーが侵略戦争の計画に関与した証拠はない」と裁判所は結論づけた<sup>34)</sup>。このように行為の主観的認識を含めて様々な観点がIMTの有罪の認定で重要視されていた。

政府において、経済担当の要職にあったシャハト、及び軍需大臣であったシュペアも無罪となった。シャハトは、銀行総裁及び経済大臣としてドイツの再軍備計画の要として活躍した人物である。しかし、当人が再軍備計画における重要な立場にあったのは、1937年以前のことであり、再軍備計画の目的が侵略であると認識していたと証明できなかった<sup>35)</sup>。また、シュペアは、訴因1及び訴因2で訴追を受けた。1941年から1945年までは国会議員、1942年以降は軍需大臣及び中央計画委員会の委員であった。判決では、シュペアが軍需部門の最高責任者になったのは1942年のことでありナチスの侵略計画が開始されたのは、それ以前と判断された為、また再軍備に対するは侵略行為を補助する意図でなく戦闘行為を補助する為と認定されたため、両訴因ともに無罪となった<sup>36)</sup>。フンクの前任者であったシャハト、及び1942年に軍需大臣となったシュペアが無罪となり、1938年より要職にあったフンクが有罪となった点から、適当な時期に該当する活動への影響力を行使出来たかどうか最も重要な要素であったと言える。

IMTFEは、大日本帝国による各国への侵略戦争を指揮、指導した者を裁いた裁判である。「平和に対する罪」に関する訴因は、当初36訴因あったが、最終的には、8訴因にまで絞られた。訴因1が「侵略戦争の共同謀議」であり、訴因27から36（28、30、34を除く）までは、「各国への戦争遂行」である。訴因1で、25名が訴追され、松井石根、重光葵を除く23名が有罪となった。また、訴因27から36に関しても、同様に25名が訴追され、松井石根、大島浩、白鳥敏夫を除く22名が有罪となった。

まず、廣田弘毅、平沼騏一郎、東条英機、小磯國昭であるが、内閣総理大臣として戦争を主導したことから、訴因1「侵略戦争の共同謀議」並びに訴因27から36までのいずれかの「他国への戦争遂行」で有罪となった<sup>37)</sup>。続いて、陸軍大臣あるいは海軍大臣を務めたものであるが、板垣征四郎、畑俊六、南次郎、荒木貞夫、鳴田繁太郎がそれである。板垣は、「1931年当時、関東軍参謀部大佐で

33) Judgement : Bormann, at <http://avalon.law.yale.edu/imt/judborma.asp> (last accessed, 24 May 2015).

34) Judgement : Kaltenbrunner, at <http://avalon.law.yale.edu/imt/judkalt.asp> (last accessed, 24 May 2015).

35) Judgement : Schacht, at <http://avalon.law.yale.edu/imt/judschac.asp> (last accessed, 24 May 2015).

36) Judgement : Speer, at <http://avalon.law.yale.edu/imt/judspeer.asp> (last accessed, 24 May 2015).

37) 朝日新聞法廷記者団著『東京裁判（下巻）』東京裁判刊行会（1962年）131-132、142、158頁。

あったが、その後も、関東軍参謀副長、陸軍大臣として、長年にわたり共同謀議及び各国への侵略戦争の遂行に関与した」と認定された<sup>38)</sup>。畠も「陸軍大臣として侵略的諸計画の立案と実行に実質的に貢献したし、米内内閣に圧力をかけ、瓦解を急に早め、それによって、ドイツとの完全な同盟と、日本において事実上の全体主義国家を確立する道を開いた」とされた<sup>39)</sup>。南は、「1931年4月より12月まで陸軍大臣であったが、その間、内閣の満州事変の事態の拡大を防止しようとする政策に反して、陸軍を支持し、内閣を瓦解させた」と認定された<sup>40)</sup>。そのため、訴因1「侵略戦争の共同謀議」と訴因27「中国への戦争遂行」で有罪とされた。

荒木貞夫は、「陸軍大臣として、また文部大臣として中国における軍事作戦を承認し、それに協力した」と認定され、訴因27「中国への戦争遂行」で有罪となった<sup>41)</sup>。一見、戦争行為に主要な責任を負うように見えない文部大臣の職の一環で軍事作戦の承認、協力が判決において言及されていることから、閣僚として一連の政策に関与していれば、対象に含まれる可能性を示唆していると思料される。そして、嶋田繁太郎は、「1941年10月までは、嶋田は、自己の任務をそのまま遂行する海軍将校の役割を行っていたにすぎなかったのであり、そのときまでは、共同謀議に参加していなかった。東条内閣でかれは海軍大臣になり、1944年8月までその職にあった。東条内閣の成立から、1941年12月5日に日本が西洋諸国を攻撃するまで、この攻撃を計画し開始するについて、かれは共同謀議者によってなされたすべての決定に参加した」と認定され、「侵略戦争の共同謀議」および「中国、アメリカ、イギリス、オランダへの戦争遂行」で有罪となった<sup>42)</sup>。

賀屋興宣は、大蔵大臣として訴追され、有罪となった唯一の人物である。賀屋は、日本の侵略的な諸政策の樹立と、それらの政策を遂行するための財政上、経済上、産業上の準備に参加したことから、「侵略戦争の共同謀議」への関与と「中国、アメリカ、イギリス、オランダへの戦争遂行」に主要な役割を果たしたと認定され有罪となった<sup>43)</sup>。

星野直樹は、企画院総裁として「当時中国において遂行されつつあった侵略戦争の継続と、東アジアに属地を持つ諸国を目標として当時企てられていた侵略戦争とに対して、日本の用意を整えるために、当時とされていた特別な措置について、かれは指導者であった」と認定され、「侵略戦争の共同謀議」および「中国、アメリカ、イギリス、オランダへの戦争遂行」に関与したと認められた<sup>44)</sup>。鈴木貞一も星野の後任として、企画院総裁を務め、「侵略戦争の共同謀議」および「各国への戦争遂行」で有罪となった<sup>45)</sup>。

重光葵は、訴因1「侵略戦争の共同謀議」で無罪となった数少ない被告人の一人である。判決に

38) 同上、136頁。

39) 同上、130頁。

40) 同上、145頁。

41) 同上、127頁。

42) 同上、153頁。

43) 同上、138頁。

44) 同上、135頁。

45) 同上、155頁。

よると、「1931年から1943年まで、重光は駐中公使、対満事務局参与、駐ソ大使、駐英大使、駐中大使を歴任したが、その間、職務を逸脱することなく、むしろ共同謀議者の政策に反対する進言を繰り返していた。また、外務大臣となった1943年の時点では、すでに一定の共同謀議者の政策は定まっており、かつ実行されつつあった。その後に、政策がそれ以上に樹立されたことも発展させられたこともなかった」と認定した<sup>46)</sup>。一方で、各国への戦争遂行では、「1943年に日本は太平洋における戦争を行っており、この戦争が侵略戦争であることを、認識していた。それにも関わらず1945年4月13日に辞職するまで、戦争の遂行に主要な役割を演じた」とされ、中国、アメリカ、イギリス、オランダ、フランス領インドシナに対する戦争の遂行で有罪となった<sup>47)</sup>。一方の東郷茂徳は、「侵略戦争の共同謀議」および「中国、アメリカ、イギリス、オランダへの戦争遂行」で有罪となっている<sup>48)</sup>。判決では、「東郷は、東条内閣および鈴木内閣の外務大臣として、太平洋戦争の計画と準備に参加した。また中国における戦争の遂行について、他の閣僚と協力した」と認定された<sup>49)</sup>。

外交官でありながら、訴追された者として、白鳥敏夫駐伊大使と大島浩駐独大使が上げられる。両者は、日独伊三国軍事同盟を主導した点で、訴因1「侵略戦争の共同謀議」への関与が認定され有罪となった。各国への戦争遂行については、両者ともに訴追されたが、そのような立場になかったとして、無罪となった。

ニュルンベルク後続裁判における Ministries Case でも、「平和に対する罪」で裁かれた者がいる。Ministries Case は、IMT で訴追されなかったワイゼッカーを中心とする大臣や官僚21名を訴追した裁判である。この裁判では、ワイゼッカー、ヴェアマン、ケプラー、ラマース、ケルナーの5名が「平和に対する罪」で有罪となった<sup>50)</sup>。ワイゼッカーは、チェコスロバキアへの侵略に関して、「外交的準備」を行ったとして、一度、有罪とされている<sup>51)</sup>。その判決が申し立ての結果、覆った後も「外交交渉を通じて、ドイツに侵略の意思はないとチェコスロバキア、フランス、イギリスに信じ込ませ、侵略の準備を助けた」とする認定は覆されなかった<sup>52)</sup>。ヴェアマンも有罪となった後に申し立ての結果、「平和に対する罪」は無罪となった<sup>53)</sup>。「申し立てに対する命令、及び覚書」によるとヴェアマンは、ヒトラーがポーランドへ違法な侵略を開始しようとしていることは認識していたが、その政策を助長するような行為は行っていないとした<sup>54)</sup>。ラマースは、総統官邸長官、国務長官として強大な権力を握っていた人物である。彼は、すべての政治文書をヒトラーの手元に届く前に検閲することができたし、ボルマンとともに総統の面会相手を決定していた。裁判においては、7カ国に対

46) 同上、151頁。

47) 当該侵略戦争遂行に関する政策の遂行を実行に移すべきでないと進言していたことが「認識」の根拠とされた。同上。

48) 朝日新聞法廷記者団『前掲書』(注37) 156頁。

49) 同上。

50) 後に、フォン=ワイゼッカーとヴェアマンは「平和に対する罪」については無罪となっている。

51) Ministries Case, XIV TWC, p.396.

52) *Ibid.*, p.950.

53) *Ibid.*, p.966.

54) *Ibid.*

しての侵略の準備を行い、第三帝国の計画を実行し、推進したと認定され、有罪となっている<sup>55)</sup>。また最も強力に有罪へと押し進めた理由としては、「ラマースがフランクをポーランド総督に任命する宣言にサインをした」ことがあげられる<sup>56)</sup>。外務省次官でヒトラーの経済相談役でもあったケブラーは、チェコスロバキアとオーストリアへの侵略によって<sup>57)</sup>、ケルナーは、ゲーリングの4カ年計画のための副官を始めとする侵略を計画、実行するために重要な地位にあり、実質的に侵略の計画、実行に影響を及ぼしていたことで有罪となった<sup>58)</sup>。

Ministries Caseにおいて、パワーズ判事は、「平和に対する罪」における刑事責任の有無について、以下の要件をあげた。

- 「(1) 当該活動が計画の補助あるいは政府が戦争を開始するのを促す目的をもったものと知った上で関与したかどうか
- (2) 開始されようとしている戦争が侵略戦争であると認識していたか
- (3) 地位、影響あるいは活動の結果の観点から、行為者が政府の一員として、戦争の開始をもたらす何らかの影響あるいは効果を持っていると厳密に言えるかどうか」<sup>59)</sup>

(1) 及び(2)は、主觀的認識のことであり、(3)は、政策決定に影響力を持っていたかどうかと解することが出来る。これに加えて、計画、準備、開始、又は実行といった具体的な行為が伴うと「平和に対する罪」に該当することになる。このように戦後軍事裁判においては、官僚的立場にあるものでも侵略戦争との認識があり、上記の具体的行為が伴い、かつ政策判断に影響を及ぼしていると判断されれば、訴追対象となり、有罪となっている。その一方で、高い地位にあったとしても、政策決定に直接的に関与していないかったり、影響を及ぼしていないかった場合には、刑事責任を追及されていないと言える。

本節では、対象を政治指導者に絞って検証してきたが、前述したパワーズ判事の提示した要件が重要な示唆を与えていると考える。すなわち、「(1) 認識、(2) 政策を形成したり、影響を及ぼす要素、及び(3) 政策を助長する行為」である。他の戦後軍事裁判判決においても、この要件を満たすか否かが鍵となっている。具体的には、ボルマン、シュペー、及び重光は、「侵略戦争の共同謀議」が形成された時点では、「政策を形成したり、影響を及ぼす要素」を有していなかったと認定され、シャハトは、その能力をすでに失っていたことから、「侵略戦争の共同謀議」に関しては、無罪となっている。ただし、重光は外務大臣という立場にあり、政策決定に影響力を及ぼすことが可能になった後の行為については、認定され有罪となった。一連の判決より、各大臣は、「政策を形成し

55) *Ibid.*, p.416.

56) *Ibid.*, p.408.

57) *Ibid.*, p.419.

58) *Ibid.*, p.421.

59) *Ibid.*, p.889, Powers Dissent.

たり、影響を及ぼす要素」を有していると考えられる。ただし、何らかの理由で計画や準備に関与しておらず、認識が欠如していたり、該当する計画に反対しており、計画、準備、開始、又は実行といった具体的行為を行っていない場合というのは、訴追対象から外れると思料される。また、Ministries Case でも、すでに挙げた5名を除く被告は、会議への出席がない等として、主に認識の欠如で無罪となっている。

(付記) 筆者は、平成27年度の日本学術振興会特別研究員であり、本稿は同年度の科学研究費補助金の成果の一部である。